

平成30年8月施行予定の政令

70歳以上の高額療養費の一部変更

および限度額適用認定証の申請について

◆「高額療養費」とは

皆さんが健康保険で医療を受けるとき、医療費として医療機関等で支払うことになる額は、実際にかかった医療費の原則3割となり、残りは健康保険組合が負担しています。さらに一定の自己負担額（自己負担限度額）を超えた場合には、支払額が家計にとって過重な負担とならないように、健康保険組合から払い戻しが行われることとなります。これが「高額療養費」です。

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

1ヵ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の方は70歳未満の方より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月からは、

- ・「現役並み」の区分については、3段階に細分化されるとともに、外来（個人）の自己負担限度額がなくなります。
- ・「一般」の区分については、外来の自己負担限度額が引き上げられます。

以上の2点について、下表のように改定されます。

[平成30年7月診療分まで]				[平成30年8月診療分から]						
区分		自己負担限度額		区分		自己負担限度額				
		外来（個人）	（世帯）			外来（個人）	（世帯）			
現役並み	標準報酬月額 28万円以上	57,600円	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% <多数該当：44,400円>	Ⅲ 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% <多数該当：140,100円>	Ⅱ 標準報酬月額 53万~79万円	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% <多数該当：93,000円>			
			引き上げ					引き上げ	Ⅰ 標準報酬月額 28万~50万円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% <多数該当：44,400円>
一般	標準報酬月額 26万円以下	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数該当：44,400円>	一般	標準報酬月額 26万円以下	18,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数該当：44,400円>			
低所得	Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円	低所得	Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円			
	Ⅰ 住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円		Ⅰ 住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円			

新たに「限度額適用認定証」を申請

※ <>は「直近12ヵ月間に同じ世帯で3ヵ月以上高額療養費に該当した場合の4ヵ月目以降の自己負担限度額」です。

従来、70~74歳の方は医療機関窓口で「健康保険証」に「高齢受給者証」を添えて提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額までに抑えることができました（70歳未満の方は「限度額適用認定証」を提示）。

しかしながら、今回の改定で「現役並み」の区分が3つに細分化されたため、表のⅠとⅡに属する加入者（標準報酬月額が28万円以上79万円以下の加入者）については、医療機関窓口で「健康保険証」に「高齢受給者証」および「限度額適用認定証」を添えて提示しないと、医療機関窓口での支払いが、ご自身の区分に応じた自己負担限度額までの支払いではなく、「現役並み」のⅢで計算されることとなります。

限度額適用認定証を必要とされる方は、当健康保険組合に「限度額適用認定申請書」をご提出ください。